

2 手帳等

(1) 身体障害者手帳

《身体障がいのある方や児童》

身体に障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。

なお、提供される福祉サービスは、障がい区分・等級等によって異なります。

※大分市（中核市）にお住まいの方へは、大分市長が交付します。

【交付申請手続き】

交付対象者	身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいのある方
障がいの種類	視覚障がい、聴覚又は平衡機能の障がい、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢體不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい
障がい等級	1級から7級 ※7級単独では交付不可 身体障害者障害程度等級表（P199～201参照）
審査・認定機関	身体障害者更生相談所（大分市除く）（P185参照）
申請窓口・問い合わせ先	市福祉事務所・町村障がい福祉担当課（P186参照）
申請手続きに必要なもの	<p>①身体障害者手帳交付申請書 ※15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することとなっています。</p> <p>②身体障害者診断書・意見書 ※①②は申請窓口にあります。また、大分県身体障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。 ※②は都道府県知事等から指定を受けている医師でなければ作成できませんので、あらかじめ市町村窓口やかかり付けの医師にご確認ください。</p> <p>③写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの）</p> <p>④個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）</p>
申請から交付されるまでの流れ	<p>身体障害者福祉法 第15条指定医</p> <p>申請者</p> <p>市福祉事務所 町村障がい担当課</p> <p>大分県身体障害者 更生相談所</p>
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

- ①住所が変わった時 手帳、個人番号
- ②氏名が変わった時 手帳、個人番号
- ③手帳を破損したり、紛失してしまった時 手帳（紛失を除く）、写真、個人番号
- ④障がい程度が変わったり、新たに障がいが生じた時 手帳、診断書、写真、個人番号
- ⑤再認定を受ける時 手帳、診断書、写真、個人番号
- ⑥障がいの程度が該当しなくなった時（返還） 手帳
- ⑦本人が死亡した時（返還） 手帳
- ⑧手帳形態を変更したい時（紙型・カード型） 手帳、写真、個人番号

2 手帳等

(2) 療育手帳

《知的障がいのある方や児童》

知的障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、一貫した指導、援護等、さまざまな福祉サービスを受けやすくなります。

なお、提供される福祉サービスは、障がい程度によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障がいであると判定された方
障がい程度	A1（最重度）、A2（重度）、B1（中等度）、B2（軽度）
判定機関	18歳未満…中央児童相談所（管轄：中津児童相談所の管轄以外の市町村） 中津児童相談所（管轄：中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市） 18歳以上…知的障害者更生相談所（県内全域）（P185参照）
申請窓口・問い合わせ先	市福祉事務所・町村障がい福祉担当課（P186参照）
申請手続きに必要なもの	<p>①療育手帳交付申請書 ※申請窓口にあります。また大分県知的障害者更生相談所のホームページにも掲載しています。</p> <p>②写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね6ヶ月以内に撮影したもの）</p> <p>③個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）</p> <p>※判定のために上記以外の資料を求めることがあります。（医学的意見書など）</p>
申請から交付されるまでの流れ	
再判定	手帳の「判定の記録：次回判定」欄に記載されている年月までに再判定を行います。 再判定を受けようとする時は、申請窓口へ手帳を持参し、その旨申し出てください。
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

- ①住所が変わった時……………手帳、個人番号
- ②氏名が変わった時……………手帳、個人番号
- ③手帳を破損したり、紛失してしまった時……………手帳（紛失を除く）、写真、個人番号
- ④障がいの程度が変わった時……………手帳、写真、個人番号
- ⑤再判定を受ける時……………手帳、個人番号
- ⑥障がいの程度が該当しなくなった時（返還）……………手帳
- ⑦本人が死亡した時（返還）……………手帳
- ⑧手帳形態を変更したい時（紙型・カード型）……………手帳、写真、個人番号

2 手帳等

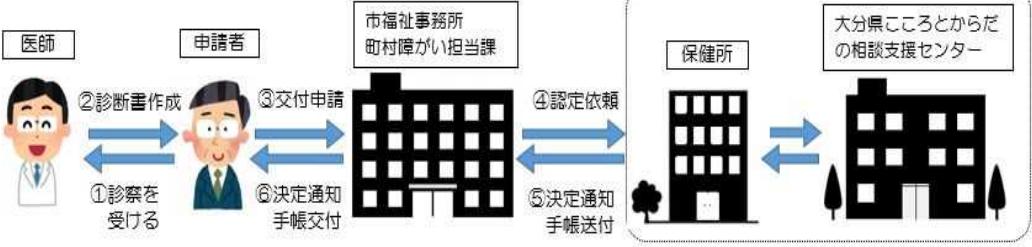
(3) 精神障害者保健福祉手帳

《精神障がいのある方や児童》

精神障がいのある方が取得できる手帳で、大分県知事が交付します。

手帳を取得することで、さまざまな福祉サービスや優遇措置を受けやすくなります。なお、提供される福祉サービスは、障がい等級によって異なります。

【交付申請手続き】

交付対象者	統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのある方（知的障がいは含まない） ※精神障がいで初めて病院にかかった日（主たる精神障がいの初診日）から6ヶ月以上経たないと申請できません
障がい程度	1級から3級
審査・認定機関	精神保健福祉センター（P185参照）
申請窓口・問い合わせ先	市町村精神保健福祉担当課
申請手続きに必要なもの	<p>①精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ②診断書（精神障害者保健福祉手帳用） ※精神障がいのために障害年金や特別障害給付金を受給している方は、 診断書の代わりに、「年金証書等の写し（下記ア、イのいずれか）」で申請できます。 障がいの種類や等級を年金事務所等に照会しますので、「同意書」を添付してください。 ア…年金証書の写し及び直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し イ…特別障害給付金受給資格者証の写し及び直近の国庫金振込通知書の写し ※①②は申請窓口にあるほか、大分県こころとからだの相談支援センターのホームページ にも掲載しています。</p> <p>③写真（縦4cm×横3cm、胸より上・正面・無帽で概ね1年以内に撮影したもの） ④個人番号がわかるもの（個人番号カードなど）</p>
申請から交付されるまでの流れ	
更新	手帳の有効期限は2年です。（更新申請は有効期限の3ヶ月前から可能）
注意事項	手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

【その他手続き】下記の事項が生じた時は、下記のものを持って申請窓口をお訪ねください。

- ①手帳を更新する時……………手帳、診断書※、写真、個人番号
- ②住所・氏名が変わった時……………手帳、個人番号
- ③手帳を破損したり、紛失してしまった時……………手帳（紛失時を除く）、写真、個人番号
- ④障害年金の等級・障がい程度が変わった時……………手帳、年金証書等の写し、同意書、写真、個人番号
- ⑤障がいの程度が該当しなくなった時（返還）……………手帳
- ⑥本人が死亡した時（返還）……………手帳
- ⑦手帳形態を変更したい時（紙型・カード型）……………手帳、写真、個人番号

※「年金証書等の写し」及び「同意書」により申請可能。詳細は上記の[申請手続きに必要なもの]を参照ください。

2 手帳等

(4) 相談支援ファイル

《障がいのある児童》

相談支援ファイルは、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が共通で活用でき、将来にわたって連携して支援にあたることができるよう、子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談、支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録するものです。

保護者が子どもの障がいに関する各種の相談、支援を受ける際に提示することにより、支援者へ必要な情報を探し提供でき、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けることができます。

ファイルは各市町村教育委員会が作成、配布しています。

【問い合わせ先】市町村教育委員会（P187参照）